

⑤ 特別施設見学会への招待（希望者のみ）

＜募集結果＞

- ・ 寄附件数：125件（個人：120名・法人5社）
- ・ 寄附受入金額：1,077,000円
- ・ 実施内容：木製ベンチ修繕、サイクルスタンド設置等来場者向けの施設整備

■令和元年度：一庫ダムエドヒガンザクラ植樹プロジェクト

＜寄附者特典＞

- ① 植樹木の生育情報の提供（不定期にメール配信）
- ② 寄附者限定一庫ダムオリジナルカードの進呈
- ③ 協賛団体（川西市・猪名川町・能勢町・能勢電鉄株式会社）からの記念品の進呈
- ④ 寄附者の名前を刻んだネームプレートの設置（希望者のみ）
- ⑤ 記念植樹会への参加（希望者のみ）
- ⑥ 特別施設見学会へ招待（希望者のみ）

＜募集結果＞

- ・ 寄附件数：109件（個人：103名・法人6団体）
- ・ 寄附受入金額：441,110円
- ・ 実施内容：地元NPOと協力してエドヒガンの苗木を植樹



植樹の様子



芽吹いてきた苗

■令和2年度：使途特定寄附金（琵琶湖開発総合管理所）

- ・ 寄附者：西川 貴教氏（イナズマロックフェス 実行委員会 代表）
- ・ 寄附受入金額：1,703,451円
- ・ 実施内容：烏丸半島における環境整備（トイレ施設の洋式化等）

平成21年より烏丸半島の野外ステージにおいて開催されている音楽イベント「イナズマロックフェス」で使用する施設（広場）を機構が管理していることから、イベントの主催者である西川貴教氏より前年のイベントのチャリティーオークションの売上げの寄附があった。

西川氏は、烏丸半島における環境整備への活用を希望していたことから、滋賀県と協議した上で、烏丸半島にあるトイレ施設の洋式化や破損していた扉の修繕等に活用した。



整備対象施設



事業を記念するプレート

■ 地方公共団体等と共同で取り組む新たな地域連携の取組

機構は、地元地方公共団体と協力して機構施設を地域資源として活用することにより地域活性化に寄与することを重要な取組としている。群馬県において、地方公共団体とJR旅客各社が共同で実施する観光キャンペーン（デスティネーションキャンペーン（以下、「DC」という。））が令和2年4月から3ヵ月間、そのプレキャンペーンが平成31年4月から3ヵ月間実施されることにあわせ、水源施設を活用した地域活性化策を群馬県と本社・現場事務所が連携して検討した。プレキャンペーン期間の対応としては、これまでのダムの点検放流の公開に加え、特別ダムカードの作成・配布を行った（写真-8）。



写真-8 プレデスティネーションキャンペーン（特別ダムカード）

令和2年4月から行われる予定だったDC及び令和3年4月から行われる予定だったアフターDCは新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、機構ダムの点検放流の公開も含め各種イベントが中止あるいは延期となった。その一方でDCの一環として、ダムに対する理解の深化や水源地域振興を目的とし、県内に存在する44ダムそれぞれの情報を示した取り札と、特徴を示した読み札の2枚1組を組み合わせた「ぐんまダムかるた」を、群馬県等と連携しながら機構の管理する4ダム（矢木沢ダム・奈良俣ダム・草木ダム・下久保ダム）で配布を行った。

② 流域内の森林保全作業の取組

■ 森林保全を通じた水源地域との連携

ダムの上流域の荒廃は、森林の水源涵養機能や土砂流出防止機能の低下を引き起こし、ダム貯水池への土砂の流入を増加させる。そのため、以下に示すダム等の流域において、上下流交流の活動や水源地域ビジョンの活動等により、関係機関と連携して間伐、植樹等の水源地域の森林保全活動に取り組んだ（表-3）。特に徳山ダムにおいては、ダム提体工事が行われた平成13年から現在まで、コア山跡地に野生動物の餌となる「実のなる木」の植樹及び植樹地の下草刈り等の保育作業をNPO等と連携して行っている。また、地元小・中学生に広葉樹の見分け方、苗木の育成方法、森林と水、野生動物との関わりなど、自然環境保全の必要性を理解してもらうために、児童生徒自らが育てた苗木を植樹する「苗のホームステイ・植樹活動」を平成21年度から行っている（写真-9）。

表-3 森林保全活動実施施設

年度	実施施設
平成30年度	草木ダム、下久保ダム、牧尾ダム、岩屋ダム、味噌川ダム、徳山ダム、長良川河口堰、早明浦ダム、大山ダム（計9施設）
令和元年度	草木ダム、下久保ダム、牧尾ダム、岩屋ダム、味噌川ダム、徳山ダム、長良川河口堰、琵琶湖開発、早明浦ダム、旧吉野川河口堰、香川用水、大山ダム（計12施設）
令和2年度	徳山ダム、琵琶湖開発、江川ダム（計3施設）
令和3年度	草木ダム、牧尾ダム、味噌川ダム、徳山ダム、琵琶湖開発、早明浦ダム、香川用水、大山ダム、小石原川ダム、江川ダム（計10施設）



写真-9 森林保全活動状況（徳山ダム）

（中期目標期間における達成状況）

ダム等建設事業を所管する全事務所において、本社・支社局と事務所が連携を図り、水源地域と下流受益地の相互理解促進のための上下流交流や周辺地域の方々との交流等を実施し、信頼関係の構築や情報の共有に努めた。また、52の管理施設を所管する全事務所において、上下流交流の実施、地域イベントへの協力、施設見学会等の実施等様々な交流活動を通じて、施設の役割等を広報するとともに、積極的に施設周辺地域の方々との情報共有に努めた。

平成30年度及び令和2年度にはダム所在市町村アンケートを実施し、アンケートで把握した要望等について、当該市町村の個別具体の事情等を踏まえて対応を協議するなどの確なフォローアップを行い、各市町村との相互理解に取り組んだ。

阿木川ダムでは、地元の岐阜県立恵那農業高等学校、恵那市、地域住民、阿木川ダム管理所が連携し、ダム湖内で空心菜を水耕栽培し、植物プランクトンの増殖を抑制する実験を実施した。収穫した空心菜は、地域住民による販売、イベント等のPRに使用している。同校生徒による阿木川ダム湖における空心菜栽培による水質浄化活動の紹介、空心菜の調理レシピ集展示及び空心菜茶の試飲会の実施等が水源や河川の水質保全、水源地域における地域活性化に多大なる功績を挙げたとされ、同校は平成30年度に（一財）ダム協会からダム建設功績者として表彰された。

吉野川本部では、令和3年度に早明浦ダム、池田ダムを中継して紹介する「早明浦ダムオンライン見学会」を香川県立図書館にて開催した。コロナ禍で現地見学会の開催が困難な昨今、ダムの仕組みや役割、普段欠かすことができない大切な水がどのように届けられているかなど、現地で勤務する職員とオンラインで中継しながら紹介する初めての試みとなった。

寺内ダムでは、平成29年7月九州北部豪雨による豪雨水害に見舞われた朝倉・東峰地域の再生・発展を祈念した、ダムを活用した水源地域振興の社会実験として、誰でも自由に弾けるヤマハのストリートピアノ「LovePiano®5号機」を寺内ダム湖畔（美奈宜湖）の「あまぎ水の文化村」に令和4年3月19日から27日にかけて設置した。設置期間中の約10日間で、地元や九州在住の方だけでなく、東京都や静岡県、京都府、兵庫県等を含む約千名の方が来場された。ダム湖の景観とほぼ満開の桜の中で、演奏者約300名の思いを込めたピアノの音色が、復興、発展の機運を高めた。

水源地域ビジョンの活動等により、自治体、NPO等と連携して、水源地域における植樹等の森林保全活動に協力した。

水源地域との連携・交流等の取組に有効に活用することを目的に創設した寄附金制度について、平成30年度は利根導水総合事業所において、木製ベンチの修繕等来訪者向けの施設の整備事業を実施した。令和元年度は一庫ダムにおいて、地元NPOや地方公共団体等と協力しながら、エドヒガンの苗を植樹した。令和2年度は制度創設以来、初めて使途特定寄附金を受領し、琵琶湖開発総合管理所が滋賀県と協議の上、烏丸半島の環境整備に活用した。

群馬デスティネーションキャンペーンにあわせ、群馬県などと連携して特別ダムカードの作成・配布を行った。新型コロナウイルス感染症の影響によりキャンペーンで開催が予定されていた多くのイベント等が中止となったが、「ぐんまダムかるた」の配布を県内に所在する4ダムにおいて行うなど、地元自治体などと連携しながら水源地域振興に取り組んだ。

本中期目標期間中、これらの取組を継続的かつ的確に実施したことにより、中期目標等に掲げる所期の目標については、着実に達成したものと考えている。

8-6 その他当該中期目標を達成するために必要な事項

(1) 施設・設備に関する計画

(中期目標)

機構の保有する実験設備、情報機器等については、保有の必要性を検証した上で、必要な設備等の機能を長期間発揮できるよう、的確な維持管理に努めるとともに、計画的な更新等を行うこと。

(中期計画)

中期目標期間中における本社・支社局等の保有する実験設備、情報機器等については、保有の必要性を検証した上で、必要な設備等の機能を長期間発揮できるよう、的確な維持管理に努めるとともに、計画的な更新等を次のとおり実施する。

別表8 「施設・設備に関する計画」

内 容	予定 (百万円)	財 源
実験設備の更新等	21	機構法第31条に基づく積立金等
情報機器等の更新等	955	

(中期目標期間における取組)

○ 実験設備・情報機器等の更新等

■ 実験設備の更新等

必要な設備等の機能を長期間発揮できるよう、実験設備の更新等を計画的に実施した(表-1)。

表-1 実験設備の更新等

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	計
設備等名	超音波測定器等	三軸圧縮試験装置等	—	—	
金額	約1百万円	約8百万円	—	—	約9百万円

■ 情報機器等の更新等

必要な設備等の機能を長期間発揮できるよう、情報機器等の更新等を計画的に実施した(表-2)。

表-2 情報機器等の更新等

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	計
機器等名	制御用直流電源装置等	人事総合システムサーバー等	自動電話交換設備整備等	通信用直流電源装置蓄電池取替等	
金額	約60百万円	約184百万円	約454百万円	約189百万円	約887百万円

(中期目標期間における達成状況)

保有する実験設備、情報機器等の機能を長期間発揮するため、計画的に更新等を実施したことから、中期目標等に掲げる所期の目標については、着実に達成したものと考えている。

(2) 人事に関する計画

(中期目標)

計画的な要員配置の見直しを行うため、本社、支社局及び事務所ごとの要員配置計画を的確に作成し、業務量に応じて適時適切に改定するなど、人員の適正配置により業務運営の効率化を図ること。

安全で良質な水の安定した供給と洪水被害の防止・軽減を図るため、人事制度の適切な運用を行うとともに、機構の役割を果たすために必要な人材の確保及び業務の効率的、効果的な遂行を実現するための人材の育成に係る方針を策定し、人材の確保・育成を行うこと。

機構の給与水準については、国民の理解と納得が得られるよう透明性の向上に努め、公表するとともに、独立行政法人通則法の規定に則り、国家公務員の給与水準を踏まえ、民間企業の給与水準を参考に、業務の特性や機構の業務実績、職員の勤務の特性等を適切に反映するとともに、給与体系の適切な運用を行うこと。

(中期計画)

- ① 本社・支社局及び全事務所の要員配置計画を引き続き毎年作成し、計画的な要員配置の見直しを行う。
- ② 効率的な業務遂行のため、繁忙期、緊急時にあつては、重点的な人員配置を行う。
- ③ 職員の能力や業績を適正に評価し、給与、人員配置等に反映する人事制度について、その適切な運用を図る。
- ④ 機構の役割を果たすために必要な人材の確保に係る方針を策定し、採用に係る広報活動を強化するとともに、国、地方公共団体、民間企業等との人材交流を適宜行う。
また、女性職員が活躍しやすい雇用環境の整備を図り、女性の採用を推進する。
- ⑤ 業務の効率的、効果的な遂行を実現するための人材の育成に係る方針を策定し、段階的な技術力の向上、必要な知識の修得、相互の人間関係の構築等を図るための研修を実施するほか、職種の垣根を越えた取組を推進させるための研修等を実施する。
また、これらの内部研修を補完し、より高度な専門的知識の修得、技術スキルの向上を図るため、外部機関が主催する研修に職員を積極的に受講させる。
これらの取組に加えて、女性活躍・推進を図るための研修等を行う。
- ⑥ 給与水準については、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)を踏まえ、国家公務員や他の独立行政法人の給与水準等を十分考慮しつつ、業務の特殊性を踏まえ、引き続きその適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。

(中期目標期間における取組)

① 計画的な要員配置

■ 要員配置の見直し

本社・支社局、事務所ごとの要員配置計画を毎年作成して計画的な要員配置の見直しを行い、新たな組織体制の下で効率的な業務運営を行った。

1. 本社、支社局

平成30年度は、早明浦ダム再生事業等の実施のための組織体制の整備として、関西・吉野川支社吉野川本部の総務企画課と管理調整課の2課体制を、総務課、企画調整課及び施設管理課の3課体制に改組した。

令和2年度は、近年の線状降水帯(洪水調節)や極端な少雨(湧水調整)等、従来の知見では予測の難しい気象変動に対応するため、筑後川局管内の組織体制を見直し、地域の利害関係者等との

高度な総合調整を行う筑後川局と、現場管理所を統括する筑後川上流総合管理所、筑後川下流総合管理所に再編し、筑後川局の体制を5課3室体制から3課体制に改組した。

令和3年度は、機構の業務システムや働き方改革に関連した情報化に関する企画、立案等を横断的に担う組織として、本社に特命審議役（IT担当）を新設した。また、総合技術センターに四国地方整備局柳瀬ダムの管理の受託に対応する組織を新設した。

2. 事務所

思川開発、川上ダム建設、小石原川ダム建設（令和2年4月管理移行）、利根導水路大規模地震対策、房総導水路施設緊急改築（令和3年4月管理移行）、豊川用水二期、木曾川右岸緊急改築（令和3年4月管理移行）の各事業について、その進捗に応じた組織の新設・要員配置を行った。

また、新たに着手した藤原・奈良俣再編ダム再生（奈良俣ダム関係）、早明浦ダム再生、成田用水施設改築、愛知用水三好支線水路緊急対策、佐布里池耐震化工事（受託）、香川用水施設緊急対策、福岡導水施設地震対策等の実施のために必要な組織の新設・要員配置を行った。

② 効率的な業務遂行

■ 人員配置の重点化

効率的な業務遂行のため、繁忙期、緊急時に機動的な業務遂行が可能となるように、本中期目標期間に最盛期にあった小石原川ダム建設事業、川上ダム建設事業、利根導水路大規模地震対策事業等、今後事業が大きく進捗する見込みの思川開発事業、早明浦ダム再生事業、福岡導水施設地震対策事業等の本中期目標期間に着手した事業に重点的な人員配置を実施した。

③ 人事制度の適切な運用

■ 適正な人事評価と評価結果の反映

人事評価制度により職員の能力や業績を適正に評価し、その結果を昇給・昇格、人員配置等に反映させるなど適切に運用を行った。

④ 人材確保に係る方針策定の取組、女性採用の推進

■ 人材確保に係る方針策定の取組

機構の役割を果たすために必要な人材を確保するための方針として、毎年度、採用計画を策定し、毎年3月より機構ウェブサイトによる採用情報の提供や就職活動サイトの活用による広報活動を開始したほか、令和2年度以降は、オンラインを活用して受験機会の確保、向上に努めることにより、コロナ禍の中での人材確保を行った。また、国、地方公共団体、民間企業等との人材交流を実施した。

■ 採用に係る広報活動の強化

大学との研究協定に基づく技術交流等により連携強化を図ったほか、リクルーター（機構在籍の卒業生）による大学等における会社説明会や水資源に関する出前講義の実施、また、全国の事務所をフィールドとしたインターンシップを募集、実施するなど、機構のPRに繋がるリクルート活動を積極的に実施した。

令和3年度には、機構の認知度を上げるため、関東管内において4回の1dayインターンシップ（現場見学、職員との意見交換等）を計画し、女子学生については、専用の日程を設定し、内閣府男女共同参画局の「夏のリコチャレ」にも登録した。なお、新型コロナウイルス感染症対策により、現場見学等は中止せざるを得ない状況であったが、オンラインで3回開催し、意見交換等を行った。

■ 働き方改革の取組

令和2年度は、在宅勤務制度導入のための関係規定の整備、WEB会議やオンライン研修の推進、働き方改革PTにおける意識改革や非効率な業務プロセスの見直しの検討を行い、これらの取組と今後の進め方を「水資源機構の働き方改革の取組について」として取りまとめ令和3年4月1日に理事長メッセージとともに機構内に発信した。これを受け、各部署及び全職員は、ブリッジ休暇の取得推

進やMY定時退庁日の設定等ワーク・ライフ・バランスを実現するためのそれぞれの目標を掲げ、働き方改革に取り組んだ。また、令和3年4月から導入した在宅勤務制度やWEB会議システムを積極的に活用することで通勤時間や移動時間を削減し、業務の効率化を図った。

■ 性別に関わりなく活躍できる雇用環境の整備

平成28年度に、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）に基づく一般事業主行動計画（以下「前行動計画」という。）を策定し、女性職員を増やし、女性が活躍できる雇用環境の整備に取り組んできた。具体的には、女性活躍推進・支援に関する情報提供、育児休業等制度利用者へのフォローアップ、育児休業制度等の周知等を行ってきた。令和元年度に前行動計画が期間満了し、令和2年度に、次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法の両法に基づく、新規の一般事業主行動計画（以下「新行動計画」）を策定した。新行動計画においては、女性活躍推進を含むダイバーシティの積極的な推進の下、仕事と育児を両立でき、女性が活躍できる雇用環境の更なる整備を図っていくこととなり、前述の取組に加え、働き方改革意識向上のための研修、執務環境の更なる整備に努め、令和3年4月からは在宅勤務制度を導入した。

■ 女性採用の推進

女性採用の推進については、女子学生向け採用パンフレットを作成し、職種ごとに若手職員の1デイレポート及び女性管理職のキャリアパスを紹介するとともに、機構における育児支援制度や福利厚生制度等を分かりやすく紹介した。

また、機構の認知度を上げ、採用における女子学生の応募を増やすため、従前より、就職説明会等に積極的に女性職員も多く参加しPR活動を行い、令和元年度においては、女子学生を対象とした施設見学会の実施や九州地区高専女子フォーラムへの参加等、さらに機構の認知度を上げる取組を行った。令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症対策のため、対面による就職説明会等の取組を中止せざるを得ない状況ではあったが、補完的な取組として、若手職員による機構紹介動画を作成し、就職活動サイト及びパンフレットに記載するなど工夫を行った。

⑤ 業務の効率的、効果的な遂行を実現するための人材育成

■ 中途退職防止に関する取組

若年層職員等が抱える悩みや疑問を共有し、安心して業務に従事できるよう課題解決に向けて組織として協同で取り組む態勢を整備した。

令和3年度より、入社4年目までの職員を対象に、直接の上司に当たらない管理職がモチベーションの維持や仕事の行き詰まり感の打破等をテーマに聴取やアドバイス等のフォローを行うチューター制度を創設し、中途退職防止に取り組んだ。

■ 人材育成に係る方針策定の取組

業務の効率的、効果的な遂行を実現するための人材の育成に係る方針として研修計画を策定し、段階的な技術力の向上、必要な知識の修得、相互の人間関係の構築等を図るための研修や職種の垣根を越えた取組を推進させるための研修を実施した。

なお、研修計画の策定に当たっては、引き続き、効率化・有効化の観点から研修体系・研修制度について点検・見直しを行うとともに、新型コロナウイルス感染症対策の観点や働き方改革の面からも、対面で実施することの効果が大きいものを除き、WEBを活用したオンライン研修を積極的に実施することとした。

■ 研修等を通じた職員の人材育成

職員の能力向上や等級に応じた知識等の習得のため、OJT、任用、研修等を通じて職員の育成を図る一環として研修計画を作成し、内部・外部研修に職員を積極的に参加させることにより職員に自己研鑽の機会を与え、職員の資質向上を図った。令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染拡大防止を最優先とした上で、研修の目的に応じてWEB研修方式を活用するなどして優先度の高い研修を適切に実施し、必要な人材育成を行った。

また、女性活躍・推進に係る研修及びダイバーシティ推進に係る研修も積極的に行った。

1. 内部研修

中級、上級等の等級に応じた研修に加え、職種ごとの専門研修、若手職員等を対象としたフォローアップ研修、職種の垣根を越えた分野を対象とする特別研修（管理業務特別研修、ダム防災操作研修、財務業務特別研修等）の内部研修を着実に実施した。

2. 外部研修

ダム管理技術、電気通信、施工管理分野等の外部機関（国土交通省、農林水産省等）が実施する高度な専門知識の習得、職員の資質向上が期待できる研修を受講させた。

3. 現地研修

(1) 新規採用職員滞在等型体験研修

今後の機構の中核を担っていく職員の育成を図るため、主に入社1年目の職員を対象として、1～2週間の期間において農作業を体験させるとともに、水利用や農業経営、農村生活の実情に直接触れることにより、エンドユーザーである農家の視点を理解させることを目的とした「新規採用職員滞在等型体験研修」を実施した（写真-1）。

研修終了後にその成果を機構内で共有するとともに、受入農家の方々に改めて感謝の意を表する機会として、各受講生による報告会を、受入農家の方々を招いて開催した。

なお、令和2年度以降は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から研修を取りやめた。



写真-1 大和芋の収穫

(2) 水道業務体験研修

主に入社3年目の職員を対象として、職員が勤務する事務所と関連する各管内（関東・中部・関西・四国・九州）の水道事業体を受入機関として、水道経営・水道業務に関する知識を習得することに加え、浄水場等において水道業務を体験し、水道事業の実情に直接触れることにより、ユーザーである水道事業体の視点を理解させることを目的とした「水道業務体験研修」を実施した（写真-2）。

研修終了後はその成果を機構内で共有するとともに、受入機関の方々に改めて感謝の意を表する機会として、各受講生による報告会を、受入機関の方々を招いて開催した。

なお、令和2年度以降は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から研修を取りやめた。



写真-2 メーター検針

(3) 防災操作研修（基礎）

ダムの防災操作の一連の流れを把握し、異常洪水時防災操作を含む防災操作を的確に対応できる総合的な知識と技術の修得、能力向上を図ることを目的として、若手から中堅職員を対象に、座学及びシミュレータを用いた実技研修を行った（写真-3）。

なお、令和2年度以降は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、WEB研修方式による座学とシミュレータの遠隔操作による実技を行った。



写真-3 シミュレータを用いたグループ訓練
（総合技術センター）

⑥ 給与水準の適正化

1. 給与抑制の措置

給与水準については、引き続きその適正化を図るため、給与抑制の措置を講じた（表-1）。

表-1 給与抑制の措置

措置項目	措置内容
役職員本給	・役員及び職員の本給5%カット（諸手当、業績手当を含む。）
地域手当異動保障	・役員及び職員の地域手当の異動保障凍結

2. 対国家公務員指数

対国家公務員指数は、表-2のとおりである。

表-2 対国家公務員指数

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
年齢勘案	103.6	103.9	103.8	103.6
年齢・地域・学歴勘案	109.5	109.7	109.9	109.8

3. 給与水準の妥当性に関する検証

「独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について（ガイドライン）」に基づき、毎年度、給与水準の妥当性について検証を行った（表-3）。

表-3 給与水準の妥当性に関する検証結果（令和3年度）

【自己検証結果】

職員の給与水準については、機構が公共的な事業の実施を主な業務としている法人であることを踏まえ、国家公務員及び公共事業を実施している他の独立行政法人のうち、常勤職員数や事業規模で比較的同等と認められる法人を参考として設定している。

また、全国転勤を含めた人事異動及び主な業務場所が山間僻地等であること、更に災害による被害の防止等を図るため、危機管理上24時間即応体制を執っていることなど機構業務の特殊性を考慮すれば、給与水準は妥当であると考えている。

【主務大臣の検証結果】

当法人の業務目的は、産業の発展及び人口の集中に伴い用水を必要とする地域に対する水の安定的な供給の確保を図ることである。

その業務内容に鑑みれば、給与水準の設定の考え方は、国家公務員行政職（一）の平均給与月額及び比較的同等と認められる規模の独立行政法人を踏まえて定められており、適当である。

また、給与実績は給与水準の設定の考え方に即しており、法人の検証結果は適当である。

4. 検証結果及び取組状況の公表

「独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について（ガイドライン）」に基づき、毎年度、給与水準に関する検証結果及び取組状況について、ウェブサイトで公表した。

■ 監事による監査

給与水準の妥当性に関する検証について、監事による監査を受け、「理事長の報酬水準並びに役員の報酬水準及び職員の給与水準の設定についての考え方は適当であると認められる。」との意見を得た（令和3年度）。

(中期目標期間における達成状況)

本社・支社局、事務所ごとの要員配置計画を毎年度作成して計画的な要員配置の見直しを行い、新たな組織体制の下で効率的な業務運営を行った。

人事評価制度により職員の能力や業績を適正に評価し、その結果を昇給・昇格、人員配置等に反映させるなど適切に運用を行った。

機構の役割を果たすために必要な人材を確保するための方針として、毎年度、採用計画を策定し、令和2年度以降は、オンラインを活用して受験機会の確保、向上に努めることにより、コロナ禍の中での人材確保を行った。また、国、地方公共団体、民間企業等との人材交流を実施した。

採用に係る広報活動の強化として、大学等における会社説明会や水資源に関する出前講義、インターンシップを実施するなど、機構のPRに繋がるリクルート活動を積極的に実施した。

新型コロナウイルス感染症対策として効果のあった取組も取り入れた「水資源機構の働き方改革の取組について」をとりまとめ機構内に発信し、全部署及び全職員はワーク・ライフ・バランスを実現するためのそれぞれの目標を掲げ、働き方改革に取り組んだ。

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法の両法に基づき策定した、一般事業主行動計画に基づき、女性活躍・推進を含むダイバーシティの積極的な推進の下、仕事と育児を両立でき、性別に関わりなく活躍できる環境整備に取り組んだ。

機構の認知度を上げ、採用における女子学生の応募を増やすため、女子学生向け採用パンフレットの作成や女子学生を対象とした施設見学会の実施等に取り組んだ。

毎年度、研修計画を策定し、段階的な技術力の向上、必要な知識の習得、相互の人間関係の構築等を図るための研修や職種の垣根を越えた取組を推進させるための研修を実施した。研修計画の策定にあたり、効率化、有効化の観点から研修体系・研修制度について点検・見直しを行うとともに、新型コロナウイルス感染症対策の観点や働き方改革の面からもWEBを活用したオンライン研修を積極的に実施した。

内部・外部研修に職員を積極的に参加させることにより、職員に自己研鑽の機会を与え、職員の資質向上を図った。令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染拡大防止を最優先とした上で、研修の目的に応じてWEB研修方式を活用するなどして優先度の高い研修を適切に実施し、必要な人材育成を行った。また、女性活躍・推進を含むダイバーシティ推進を図るための研修も積極的に実施した。

給与抑制等の措置により、令和3年度給与の対国家公務員指数は103.6（対前年比0.2ポイント減）、また、地域及び学歴を勘案した対国家公務員指数は109.8（対前年比0.1ポイント減）となった。

毎年度、給与水準の妥当性について検証を行い、給与水準に関する検証結果及び取組状況について、ウェブサイトで公表した。

本中期目標期間中、これらの取組を継続的かつ的確に実施したことにより、中期目標等に掲げる所期の目標については、着実に達成したものと考えている。

(3) 中期目標期間を超える債務負担**(中期目標)**

中期目標期間中の事業を効率的に実施するため、必要に応じて第4期中期目標期間を超える債務負担を検討すること。

(中期計画)

中期目標期間中の事業を効率的に実施するため、必要に応じて第4期中期目標期間を超える契約を行う。

(中期目標期間における取組)**○ 第4期中期目標期間を超える契約****■ 業務の継続的かつ効率的な執行のための第4期中期目標期間を超える契約**

中期目標期間中の事業を効率的に実施するため、本中期目標期間において全1284件の次期中期目標期間にわたる契約を行った(表-1)。

表-1 第4期中期目標期間を超える主な契約の一覧

事務所名	件名
本社	思川開発導水路工事 外130件
総合技術センター	取水放流工水理模型実験 外49件
利根導水総合事業所	大規模地震対策新河岸川横断1号サイホン呑口水槽外耐 外66件
思川開発建設所	付替林道左岸中流2工区他工事 外95件
沼田総合管理所	奈良俣ダム再生洪水放流設備改良工事 外36件
利根川下流総合管理所	利根川下流水質観測設備保守業務 外23件
荒川ダム総合管理所	滝沢ダム管理用制御処理設備工事 外25件
千葉用水総合管理所	東庄揚水機場特別高圧受変電設備工事 外48件
下久保ダム管理所	下久保ダム堆砂除去工事 外14件
草木ダム管理所	草木ダム管理用制御処理設備工事 外21件
群馬用水管理所	群馬用水ポンプ設備点検整備業務 外6件
霞ヶ浦用水管理所	霞ヶ浦用水機場ポンプ設備整備工事 外16件
中部支社	中部管内通信設備外保守業務 外40件
豊川用水総合事業部	豊川用水管理補助業務 外55件
木曾川水系連絡導水路建設所	自動車貸借 外1件
愛知用水総合管理所	愛知用水水管理制御設備工事 外51件
木曾川用水総合管理所	木曾川用水総合管理所施設遠方操作監視等業務 外31件
岩屋ダム管理所	岩屋ダム水質観測設備工事 外16件
阿木川ダム管理所	阿木川ダム管理用制御処理設備工事 外9件
徳山ダム管理所	低水管理等現場技術業務 外27件
長良川河口堰管理所	調節ゲート2号外操作制御設備整備工事 外17件
味噌川ダム管理所	味噌川ダム管理用制御処理設備工事 外11件
三重用水管理所	三重用水水管理制御処理設備工事 外19件
関西・吉野川支社淀川本部	県道尾羽梨工区他整備工事 外41件
川上ダム建設所	川上ダム水質保全設備工事 外44件

丹生事務所	自動車賃貸借 外2件
琵琶湖開発総合管理所	琵琶湖総管ゲート設備点検整備業務 外32件
木津川ダム総合管理所	木津川総管水門設備外点検整備業務 外50件
一庫ダム管理所	一庫ダム管理用水力発電設備分解整備工事 外22件
日吉ダム管理所	日吉ダム管理用水力発電設備分解整備工事 外15件
関西・吉野川支社吉野川本部	吉野川本部管内放流設備外点検整備業務 外22件
池田総合管理所	池田ダム管理用制御処理設備工事 外61件
旧吉野川河口堰管理所	今切川河口堰調節下段ゲート整備工事 外13件
香川用水管理所	香川用水現場技術業務 外30件
筑後川局	筑後川局管内ゲート設備外点検業務 外31件
筑後川上流総合管理所	小石原川ダム水浦地区災害復旧工事 外38件
筑後川下流総合管理所	筑後川下流用水施設運転監視・巡視点検業務 外40件
合計	1284件

(中期目標期間における達成状況)

中期目標期間中の事業を効率的に実施するため、本社及び37事務所等で全1284件の次期中期目標期間にわたる契約を行ったことから、中期目標等に掲げる所期の目標については、着実に達成したものと考えている。

(4) 積立金の使途

(中期目標)

将来の金利変動リスクへの対応等を勘案しつつ、国及び利水者等の負担軽減を図る観点から、経常的な管理経費の縮減、大規模災害や事故等への対応、調査・検討や技術力の維持・向上等の取組に活用すること。

(中期計画)

積立金の使途については、将来の金利変動リスクへの対応等を勘案しつつ、国及び利水者等の負担軽減を図る観点から、経常的な管理経費の縮減、大規模災害や事故等への対応、調査・検討や技術力の維持・向上等の取組に活用することとし、気候変動や異常気象等による治水・利水への影響、大規模災害の発生、水資源開発施設の老朽化、治水・利水に関する技術力の維持・向上といった喫緊の課題等に重点的に対応する。

(中期目標期間における取組)

○ 積立金の活用

■ 積立金の活用

本中期目標期間における積立金の処分(約227億円)については、平成30年6月29日付けで国土交通大臣の承認を受け、国及び利水者負担の軽減に資する取組に充当して活用した。

使途の透明性、客観性を確保するため、平成31年3月に国土交通省独立行政法人評価実施要領(平成27年4月1日国土交通省決定)に示されている機構担当の外部有識者に事前にチェックを受けたうえで、約13,422百万円(税込)を活用した(表-1)。

なお、令和3年度末の積立金残高は約753億円である。

1. 退職給付引当金負担軽減積立金

機構の組織運営上必要となる退職給付引当金に充当(約3,242百万円)。

2. 管理業務事務費負担軽減積立金

管理業務で負担している本社・支社・局の経費の一部及び管理所等の人件費の一部に充当(約3,261百万円)。

3. 管理経費等負担軽減積立金

近年の降雨の不安定化による利水安全度の低下等による管理施設の被害、水資源開発施設の老朽化等の喫緊の課題への対応に活用(約6,380百万円)(表-2)。

4. 事業整理等積立金

愛知用水の幹線水路農業専用区間負担金への一部充当、愛知用水及び豊川用水における事業用地の権利関係の適正化等の経費に活用(約539百万円)。

表-1 本中期目標期間の積立金の活用額

(単位:百万円)

積立金の種別	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	計
①退職給付引当金 負担軽減積立金	1,301	1,865	0	76	3,242
②管理業務事務費 負担軽減積立金	977	899	769	616	3,261

③管理経費等 負担軽減積立金	1,274	1,252	1,671	2,183	6,380
④事業整理等積立金	128	148	119	144	539
計	3,680	4,164	2,559	3,019	13,422

表-2 管理経費等負担軽減積立金の主な活用内容と活用額

(単位：百万円)		
項目	主な活用内容	活用額
気候変動や異常気象等による治水・利水への影響への対応	水資源開発施設の治水機能及び利水安全度の向上に関する検討、突発的な事象等への対応等の気候変動や異常気象等による治水・利水への影響への対応に積立金を活用する。 ・水資源開発施設における治水機能と利水安全度の向上に関する検討 ・管理施設ごとの水環境改善方策の検討 ・突発的な事象等への対応 等	約663
大規模災害発生への対応	水資源開発施設の耐震対策の検討、災害発生時の施設機能の早期確保及び被害軽減の取組等の大規模災害発生への対応に積立金を活用する。 ・水資源開発施設の耐震対策の検討 ・災害発生時の施設機能の早期確保と被害軽減の取組 ・危機管理のための施設保全等 等	約1,130
水資源開発施設の老朽化等への対応	水路等施設のストックマネジメントの精度向上、情報機器等の更新等の水資源開発施設の老朽化等への対応に積立金を活用する。 ・水路等施設のストックマネジメントの精度向上 ・水資源開発施設の長寿命化・更新のための技術の確立 ・ダム及び堰の機能維持・向上に関する検討 ・情報機器等の更新等 等	約3,206
治水・利水に関する技術力の維持・向上	研修等を通じた技術力の維持・向上、ICT等を活用した管理の高度化の検討等の治水・利水に関する技術力の維持・向上に積立金を活用する。 ・実験設備の更新等 ・研修等を通じた技術力の維持・向上 ・総合水資源管理の普及・促進と情報収集・発信 ・水管理・施設管理の高度化のための検討 ・経営基盤強化のための調査・検討等 等	約1,381
管理経費等負担軽減積立金 計		約6,380

(中期目標期間における達成状況)

独立行政法人水資源機構法第31条に基づく積立金については、毎年度、国及び利水者の負担軽減に資する取組に充当することとして、適正な執行を図った。なお、令和3年度末の積立金残高は約753億円である。

本中期目標期間中、これらの取組を継続的かつ的確に実施したことにより、中期目標等に掲げる所期の目標については、着実に達成したものと考えている。

(5) 利水者負担金に関する事項

(中期目標)

利水者の負担金の支払方法について、利水者の要望も踏まえ適切に対応すること。

(中期計画)

- ① 利水者の負担金の支払方法について、利水者の適切な判断に資するため、各支払方式による負担額等に関する積極的な情報提供を行い、利水者の要望には基本的に応じる。
- ② 利水者から要望のある割賦負担金の繰上償還については、機構の財政運営を勘案して適切に対処する。

(中期目標期間における取組)

① 当該年度支払の活用

■ ダム等建設事業

ダム等建設事業の利水者に対し、当該年度支払と従来方式による負担額等に関する情報提供を積極的に行った。その結果、木曾川水系連絡導水路事業の利水者3者が当該年度支払を継続し、これによる負担金の納入を受けた。

■ 用水路等建設事業

用水路等建設事業の利水者に対し、当該年度支払と従来方式による負担額等に関する情報提供を積極的に行った。その結果、愛知用水三好支線水路緊急対策事業や福岡導水施設地震対策事業等新規事業の利水者8者が負担金の当該年度支払を新たに採用したとともに、利根導水路大規模地震対策事業等の利水者32者が負担金の当該年度支払を継続し、これによる負担金の納入を受けた。また、今後において改築事業等が想定される施設の利水者に対しても、当該年度支払等による負担額等に関する情報提供を行った。

② 割賦負担金の繰上償還

■ 繰上償還の受入れ

利水者から要望のあった割賦負担金の繰上償還について、機構の財政運営を勘案の上、本中期目標期間において約115億円を受入れた。

(中期目標期間における達成状況)

当該年度支払の活用を最大限図るため、関係利水者に対し、当該年度支払と従来方式による負担額等に関する積極的な情報提供を行い、43者が当該年度支払を新たに採用又は継続した。

割賦負担金の繰上償還について、機構の財政運営を勘案の上、約115億円を受入れた。

本中期目標期間中、これらの取組を継続的かつ的確に実施したことにより、中期目標等に掲げる所期の目標については、着実に達成したものと考えている。